

新型コロナウイルス感染拡大に伴う小学校臨時休業への
対応に係るベビーシッター利用支援事業FAQ (令和2年7月3日版)

NO.	分類	質問	回答	備考
1	利用条件	医療従事者、警察、消防といった職種でなければ事業の利用ができないのか。	職種は例示したものであり、それ以外の職種の方につきましても、仕事を休むことが困難な旨、会社に「就労及び臨時休業中の就労のためシッター利用が必要なことの証明(様式準備中)」を記載いただき、提出していただくことで利用が可能です。	
2	利用条件(その他)	上記質問の条件にあてはまらず、また、ひとり親世帯でもない場合、事業の利用はできないのか。	保護者が疾病や心身障害、また、介護等により保育が困難な場合は、事業の利用が認められる場合もございます。それぞれ事由によりますので、ご不明な点がありましたら、お手数ですが、電話でお問合せください。	
3	補助対象期間	補助対象期間は具体的にはいつまでか。今後変更する可能性があるか。	6月2日時点では、対象児童が通う小学校等の春季休業終了日(臨時休業前に設定された日)の翌日から再開の前日までです。今後、国や都の動向等の影響で、対象児童が通う小学校等が臨時休業の措置を行った場合は、本事業の補助対象期間は変更となる可能性があります。	
4	補助対象期間	補助対象期間について、「～再開の前日」とあるが、「再開」とはいつ時点のことを示しているのか。	「再開」とは、一斉登校を再開した時点といたします。分散登校や週1回の登校など、段階的再開を行っている期間は、補助対象期間といたします。	
5	助成対象金額	小学校等への送迎から引き続き自宅でのベビーシッターの利用は可能か。	小学校等への送迎は助成対象とはなりません。	
6	利用料	ベビーシッター利用料として、月会費がその月第1回目の利用料に充当される形式だが、これは会費にあたるのか。	利用明細等で第1回目の保育料に充当されていることが確認できれば、対象となります。ただし、請求にあたり事業者へその旨確認させていただくことがございますので、ご注意ください。	
7	利用料	ベビーシッター利用料として、〇〇時以降は+500円など、各種オプションという形で加算されることがあるが、助成対象となるか。	対象利用時間(8時から17時の間)内の利用であれば、保育料自体に直接関係のあるオプションに限り、助成対象となります。(予約手数料等、保育と直接関係のないオプション料は助成対象となりません。)ただし、利用明細等により個別に審査いたしますので、詳しくは子育て支援課までお問合せください。	

新型コロナウイルス感染拡大に伴う小学校臨時休業への
対応に係るベビーシッター利用支援事業FAQ (令和2年7月3日版)

NO.	分類	質問	回答	備考
8	事業者	東京都福祉保健局の一覧に掲載がある事業者は全て助成対象か。	助成対象となりますが、ホームページに掲載しております、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえ、保育士資格や研修等の受講が確認できるベビーシッターをご利用いただきますようお願いいたします。	
9	申請時期	申請と支払いの時期は	<p>補助対象期間に利用した分を、8月末日までに請求していただきます。 審査を経て、9月末日までに交付予定です。 (7月3日追記)クレジットカード引き落とし等の場合、領収書、利用明細等が翌月に発行できない場合があります。請求期間に書類が間に合わない場合、書類が揃ったタイミングでお早めにご提出ください。その場合、概ね翌月末に交付予定です。</p> <p>※補助対象期間は、対象児童が通う小学校等の春季休業終了日(臨時休業前に設定された日)の翌日から再開の前日までです。(6月2日時点)</p>	7月3日更新
10	応急保育	学童クラブ等で応急保育に申し込んでいるが、本事業も使用できるのか。	利用できますが、応急保育の送り迎えのみの利用や、家事の代行といった、保育を含まない形での利用はできません。	
11	提出書類	「保育を要することの証明」に関する書類について、就労以外の場合に必要な「その事実がわかる」書類とは、具体的にどのような書類か。	事由によって提出書類は異なりますので、ご不明な点がございましたら、お手数ですが、電話でお問合せください。	